

○「香川県警察安全・安心アプリ『ヨイチポリス』」及び「犯罪・不審者・交通事故マップ」運用要領の制定について

(令和6年6月27日付け香広被第93号)

県警察における広報については、「香川県警察の広報に関する訓令」(昭和32年4月22日付け警察本部訓令第13号)に基づき運用しているところであるが、デジタル社会の進展により多様化する県民生活の変容を踏まえ、県警が行うインターネットを利用した情報発信の在り方を見直すこととした。

近時、国民の多くが利用するスマートフォン向けに最適化した情報をアプリで迅速に届けるとともに安全に資する機能を提供することで、利用者一人ひとりの自主的な安全行動を促進し、安心・安全な香川県を実現することを目的としている。

この度、別添のとおり「香川県警察安全・安心アプリ『ヨイチポリス』」及び「犯罪・不審者・交通事故マップ」運用要領を制定し、本年7月1日から実施することとしたので、上記の趣旨を踏まえた効果的かつ適正な運用に努められたい。

別添

「香川県警察安全・安心アプリ『ヨイチポリス』」及び「犯罪・不審者・交通事故マップ」運用要領

第1 趣旨

この要領は「香川県警察安全・安心アプリ『ヨイチポリス』」（以下「ヨイチポリス」という。）及び「犯罪・不審者・交通事故マップ」（以下「安全・安心マップ」という。）を使用して県民に情報発信を行う業務の運用体制、情報発信要領等について必要な事項を定めるものとする。

第2 目的

「ヨイチポリス」及び「安全・安心マップ」を活用し、各種情報を効果的に発信することで、県民の自主的な安全行動を促し、各種機能により直接的な犯罪被害や交通事故の抑止を図り、安全・安心な香川県を実現することを目的とする。

第3 用語の定義

本要領における用語の定義は次のとおりとする。

1 「ヨイチポリス」

利用者が、スマートフォンにダウンロードして使用するアプリで、香川県警察が利用者に対して防犯、交通安全情報等を発信するもの。

2 「安全・安心マップ」

香川県内における住宅対象侵入窃盗等の犯罪発生情報、こどもや女性を対象とした声かけ事案等不審者情報、交通事故発生情報を地図上に表示し、香川県警察ホームページ（以下「県警ホームページ」という。）で公開しているものをいう。

3 情報発信業務

「ヨイチポリス」及び「安全・安心マップ」で、利用者に対して情報発信を行う業務をいう。

4 管理システム

「ヨイチポリス」及び「安全・安心マップ」で利用者に発信する情報を管理するシステムをいう。

5 データ

「ヨイチポリス」及び「安全・安心マップ」で利用者に発信する情報をいう。

第4 運用体制

1 統括責任者

- (1) 統括責任者には、警務部長をもって充てる。
- (2) 統括責任者は、管理システムの運用、情報発信業務等の運用全般についての責任を負う。

2 統括運用管理者

- (1) 統括運用管理者には、警務部広聴・被害者支援課長をもって充てる。
- (2) 統括運用管理者は、管理システムの運用、情報発信業務等の管理を行い、統括責任者を補佐する。

3 運用管理者

- (1) 運用管理者には、警務部広聴・被害者支援課、生活安全部生活安全企画課、生活安全部人身安全・少年課、刑事部刑事企画課、交通部交通企画課、交通部交通指導課、警備部公安課及び各警察署（以下「運用所属」という。）の長をもって充てる。
- (2) 運用管理者は、情報発信業務の効果的な運用及び適正な管理を行う。
- (3) 警務部広聴・被害者支援課長は、統括運用管理者と運用管理者を兼務するものとする。

4 運用管理補助者

- (1) 運用管理補助者には、運用所属の次長及び副署長をもって充てる。
- (2) 運用管理補助者は、運用管理者を補佐し、発信する情報の適切な管理に努めるとともに、運用担当責任者及び運用担当者による運用を指導監督するものとする。

5 運用担当責任者

- (1) 運用担当責任者には、運用所属の担当課長補佐及び交通課長をもって充てる。
- (2) 運用担当責任者は、情報発信業務に関する事務と統括する。また、同業務において異常を認知した場合等は、速やかに運用管理者に報告するとともに、関係部署と連携し、必要な措置を執らなければならない。

6 運用担当者

- (1) 運用担当者には、運用所属ごとに運用管理者が指定した者を充てる。
- (2) 運用担当者は、情報発信業務に必要な事務を行うほか、運用所属に設置されている香川県の業務用パソコン（以下「財務端末」という。）により、同業務に必要なデータの登録、更新、出力、印刷、削除等を行う。

7 運用権限

運用権限については次表のとおり

運用所属	所管する範囲	運用権限の範囲				
		地図表示機能	エリア通知	生活圏通知	公開捜査	求む情報
広聴・被害者支援課	「ヨイチポリス」及び「安全・安心マップ」の運用に関する事、その他県民広報全般に関する事	○ (運用全般)	○	○	○	○
生活安全企画課	生活安全部各課（人身安全・少年課を除く）が行う広報その他防犯に関する事	○ (犯罪発生情報)	○	○	-	-
人身安全・少年課	人身安全・少年課の所管業務に関する事	○ (不審者情報)	○	○	-	-
刑事企画課	刑事部各課の所管業務に関する事	-	○	○	○	○
交通企画課	交通部各課（交通指導課を除く）の行う広報その他交通安全に関する事	○ (交通事故情報)	○	○	-	-
交通指導課	交通指導課の所管業務に関する事	○ (交通取締り情報)	○	○	-	○
公安課	警備部各課の行う広報その他公共の安全に関する事	-	○	○	-	-
警察署	交通取締りに関する事	○ (交通取締り情報)	-	-	-	-

※メッセージ一覧（お知らせ機能）、アンケート、学習コンテンツ「ヨイチスタディ」その他の機能については広聴・被害者支援課が運用権限を有する。

第5 機能

「ヨイチポリス」及び「安全・安心マップ」の主な機能は次のとおり

1 ヨイチポリス

(1) 地図表示機能

香川県内における犯罪発生情報、不審者情報、交通事故情報、交通取締り情報をアプリ上で表示する機能

(2) 防犯ブザー機能

画面をタップして音・光で不審者等を威嚇・撃退するとともに、事前に登録した家族等に機能の使用と現在地をプッシュ通知又はメールで通知する機能

(3) プッシュ通知機能

お知らせ、公開捜査、求む情報に登録した情報をプッシュ通知する機能

(4) 見守り機能（ココ通知）

画面上のボタンをタップして、事前に登録した家族等に現在地を簡単なメッセージを添えて送信する機能

(5) メッセージ一覧機能

お知らせ、ヨイチメール等のメッセージを一覧表示する機能

(6) 自主防犯パトロール機能（レッツ！パトロール）

利用者が行う各種パトロールや見守り活動を支援する機能

(7) エリア通知機能

県警があらかじめ設定したエリア内に利用者が立ち入ることによってプッシュ通知によりメッセージが届く機能

(8) 生活圏通知機能

県警があらかじめ設定したエリア内に利用者の自宅や勤務先など長時間滞在する地点（生活圏）があれば次回アプリ起動時にメッセージを表示させる機能

(9) アンケート機能

利用者に対して簡単なアンケートが実施できる機能

(10) 特殊詐欺対策機能

画面を見せることで特殊詐欺被害に遭っている人に注意喚起ができる機能

(11) 公開捜査機能

被疑者の発見、検挙及び犯罪の再発防止を目的として、被疑者の氏名、画像、映像等の捜査資料をプッシュ通知で発信し、アプリ利用者からの協力を求める機能

(12) 求む情報

県内の未解決殺人事件、交通事故のほか、身元不明死者情報、行方不明者情報等を掲載して、利用者から情報提供の協力を求める機能

(13) 学習コンテンツ「ヨイチスタディ」

県民向けの学習コンテンツとして、各種広報啓発資料を掲載する機能

2 「安全・安心マップ」

(1) 地図表示機能

香川県内で発生した犯罪発生情報、不審者情報、交通事故情報をウェブ上で表示し、県警ホームページ上で閲覧できる機能

(2) 地図切替機能

表示される地図をグーグルマップ、オープンストリートマップ、地形、航空写真から選択できる機能

(3) 印刷機能

利用者が表示している地図を印刷できる機能

(4) URLコピー機能

利用者が表示している地図にアクセスするURLを取得し、任意の箇所に貼り付けられる機能

第6 情報発信の要領等

1 情報発信の要領

(1) 運用所属

所属等に設置されている財務端末から、インターネットを通じて管理システムにログインIDとパスワードによりログインし、各種情報を発信する。発信に当たっては、当該発信内容が公開可能な情報のみであることを確認した上で、事前に、運用管理者の承認を受けるものとする。

なお、運用管理者が不在の場合又は緊急を要する場合で運用管理者の承認

を受けることができない場合は、運用担当責任者の承認を受け、事後速やかに運用管理者に報告する。

(2) 運用所属以外の所属

第4の7の運用権限に定める運用所属に依頼（依頼方法は後述とする。）し、各運用所属において上記第6の1(1)の要領により各種情報を発信する。

運用所属は必要に応じて、発信の可否、発信内容及び発信時期等について協議、調整を図るものとする。

2 「ヨイチポリス」による情報発信

(1) 地図表示機能

地図表示機能で発信する情報については別表のとおり

(2) メッセージ一覧機能

ア お知らせ機能

「ヨイチポリス」の「お知らせ」タブに情報を登録するとともに、必要に応じ、県内全域又は警察署単位でプッシュ通知を発信する機能

イ ヨイチメール機能

ヨイチメールについては、別途「香川県警察ヨイチメール運用要領について（通達）」（令和6年3月14日香広被第45号）のとおり

ウ 留意事項

ヨイチメールで発信した内容は、自動的に「ヨイチポリス」に反映されることから、原則、情報の重複を防ぐとともに、お知らせ機能はアプリ利用者が必要となる情報の周知に利用すること。

エ 依頼方法

お知らせ機能による発信を希望する場合は、別記様式により、広聴・被害者支援課長へ依頼すること。

(3) エリア通知機能

ア 機能の概要

特定の地点を中心として設定した同心円状のエリア（以下「設定エリア」という。）に入った利用者（アンドロイドのみ発信時にすでに設定エリア内にいる利用者を含む。）に対して、プッシュ通知で注意情報等を発信する機能

※ 아이폰、アンドロイドとも一度通知された後は、一定時間、設定エリアを出入りしても再度の通知はされない（一定時間～ 아이폰 非公表、アンドロイド 1時間）

イ 留意事項

頻繁な発信による利用者離れを防止するため、設定期間は最長1週間とし、延長の必要があれば再度設定すること。

ウ 依頼方法

エリア通知機能による発信を希望する場合は、別記様式により、運用所属へ依頼すること。

エ 活用例

イベントの周知、狭いエリアで連続発生している犯罪に対する注意喚起、火災等による一時的な交通規制等を想定

(4) 生活圏通知機能

ア 機能の概要

県警があらかじめ設定したエリア内に利用者の自宅や勤務先など長時間滞在する地点（生活圏）があれば、利用者が次回アプリを起動した際にメッセージが表示される機能

イ 留意事項

エリア通知とは異なりプッシュ通知は発信されない。

ウ 依頼方法

生活圏通知機能による発信を希望する場合は、別記様式により、運用所属へ依頼すること。

エ 活用例

犯罪マップに未だ反映されていない、まさに犯罪が多発している狭いエリアを設定して注意喚起する、各種イベントの周知等を想定

(5) アンケート機能

ア 機能の概要

利用者向けのアンケートを作成し、実施する機能

イ 設問の作成及び集計

設問を作成することができる機能

ウ 集計機能

実施結果を集計・出力することができる機能

エ 依頼方法

アンケート機能によるアンケートの実施及び掲載を希望する場合は、別記様式により、広聴・被害者支援課長へ依頼すること。

(6) 公開捜査

ア 機能の概要

被疑者の氏名、画像、映像等の情報を発信することにより、利用者からの情報提供を求める機能

イ 情報発信の必要性判断

本機能を用いた発信については、被疑者の公開捜査についての必要性判断及び要件を満たしたものに限るものとし、本部事件主管課は情報発信の必要性に関して刑事企画課と実施すること。

ウ 依頼方法

別記様式により、刑事企画課長へ依頼すること。

(7) 求む情報

ア 機能の概要

上記2(5)公開捜査には当たらないものの、広く利用者に周知して情報提供を求めるための機能

イ 情報の分類

本機能における情報区分は、未解決殺人事件、交通事件、その他とする。なお、アプリの特徴を踏まえた効果的運用を図るため、県警ホームページとの棲み分けを考慮するとともに、掲載の可否について、発信依頼の前に運用所属と協議を行うこと。

ウ 依頼方法

求む情報への掲載を希望する場合は、別記様式により、運用所属へ依頼すること。

(8) 学習コンテンツ「ヨイチスタディ」

ア 概要

県民向けの学習コンテンツとして、各種広報啓発資料を掲載する機能

イ 掲載条件

(ア) 香川県警察又は警察庁の作成したリーフレット、動画等の広報資料で、掲載することについて了承が得られているもの。

(イ) 県民の安全・安心な暮らしに資するものであること。

ウ 依頼方法

学習コンテンツ「ヨイチスタディ」への掲載を希望する場合は、別記様式により、広聴・被害者支援課長へ依頼すること。

(9) リンク集

ア 概要

県民生活に有用な外部サイトに容易にアクセスできるよう、リンク先を表示する機能

イ 掲載条件

香川県警察、警察庁その他の公的機関又は公的機関に準ずる機関・団体が開設している公式サイトであること。

ウ 依頼方法

リンク集への掲載を希望する場合は、別記様式により、広聴・被害者支援課長へ依頼すること。

(10) 相談窓口

ア 概要

県警及び関係機関・団体が開設している各種相談窓口を表示する機能

イ 掲載依頼方法

相談窓口への掲載を希望する場合は、別記様式により、広聴・被害者支援課長へ依頼すること。

3 「安全・安心マップ」による情報発信

(1) 地図表示機能で発信する情報

「ヨイチポリス」の地図機能のうち犯罪発生情報、不審者情報、交通事故情報を発信する。

(2) 留意事項

本機能により生成した地図を配布する場合は、ライセンスの都合上、部内外を問わずオープンストリートマップを使用すること。

第7 情報発信業務に当たっての留意事項

1 簡潔明瞭で適切な表現

文章作成に当たっては、簡潔明瞭で分かりやすく平易なものとし、警察用語や俗語、不快な文言は使用しないをよう留意すること。

2 個人情報等への配慮

発信する情報は、個人情報やプライバシー、人権等に配慮して作成すること。

3 誤発信の防止

一度発信すると、その情報を削除することは困難であることから、誤った内容、不適切な表現を用いた内容を発信しないよう、発信内容の確認を徹底すること。

4 捜査に影響を及ぼす場合の措置

本部主管課長又は管轄警察署長は、発生事案を公表することにより、捜査に影響を及ぼすと認められる場合には、運用所属の運用管理者に対し、当該事案を公表しないように求めるものとする。

第8 広報・周知活動の推進

1 各所属長は、所属職員に対して周知を図り、各種警察活動に活用すること。

2 第2に規定した目的を達成するためには、より多くの県民が利用することが望ましいことから、防犯・交通の各教室、講演会、各種会合等あらゆる機会を通じて、県民、事業者、ボランティア、自治体職員、学校等への積極的な広報を行うとともに、利用促進に繋がる工夫をすること。

3 性犯罪や前兆事案等の被害関係者に対しては、再被害の防止や不安感の軽減のため、積極的に「ヨイチポリス」の活用を助言すること。

4 「ヨイチポリス」を利用できない環境にある県民に対しては、県警ホームページの「安全・安心マップ」から、香川県内における侵入窃盗等の犯罪発生情

報、子供・女性を対象とした不審者情報、交通事故情報を閲覧できることを周知すること。

- 5 インターネット環境のないボランティア団体等に対しては、「安全・安心マップ」を署で印字して配布するなど積極的な情報提供に努め、各種見守り活動の活性化について支援すること。

第9 利用規約の公開

「ヨイチポリス」及び「安全・安心マップ」における情報発信業務の運用指針を利用者に示すため、利用規約を「ヨイチポリス」及び「安全・安心マップ」で公開する。

第10 安全の確保

1 パスワード管理の徹底

運用担当責任者及び運用担当者は、ログイン ID 及びパスワードが他に漏れないよう適正に管理しなければならない。

2 情報セキュリティ

「ヨイチポリス」及び「安全・安心マップ」の情報セキュリティに関して、実施する運用管理対策、物理的対策、技術的対策その他の事項については、香川県警察における情報セキュリティに関する訓令（平成 19 年香川県警察本部訓令第 24 号）及び同訓令に基づき定められた規定による。

3 管理対象情報の分類

情報発信業務における管理対象情報の分類については、次のとおりとする。

管理対象情報の分類	機密性	完全性	可用性
ヨイチポリス	1（低）	2（高）	2（高）
安全・安心マップ	1（低）	2（高）	2（高）

（別表及び別記様式 省略）